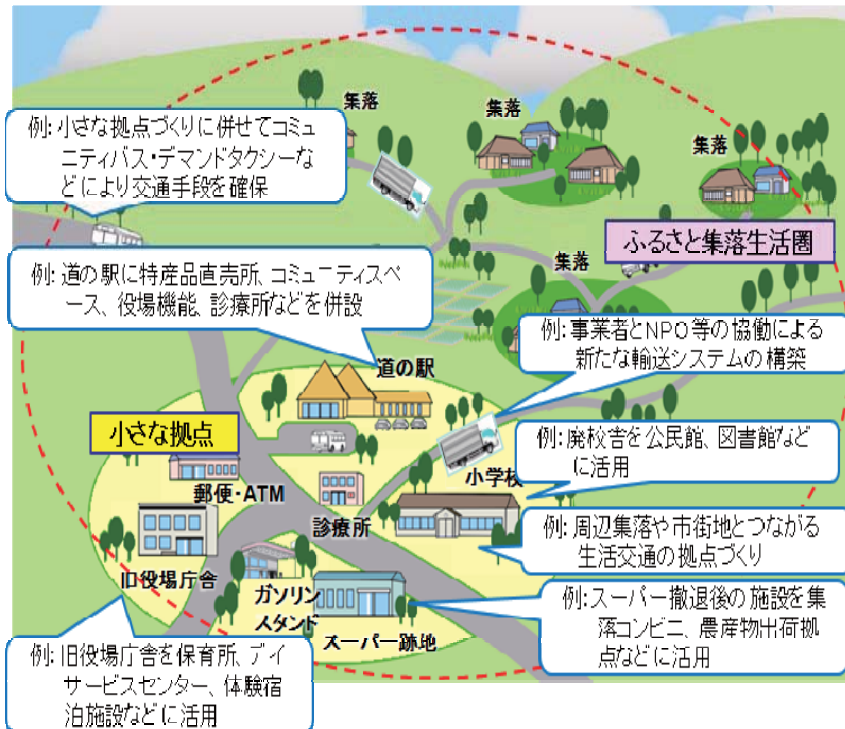


「小さな拠点」の形成推進

令和2年度予算案 0.6億円

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、複数の生活サービス機能や地域活動の場が集約され、周辺地域とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を支援。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- 対象事業

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等における生活機能の再編・集約するための既存施設の改修等